

神奈川県地域商業ブランド確立総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内外から人をひきつける魅力ある商店街の創出を図るため、モデル地域において実施する地域ブランド確立による商店街活性化事業及び全国への発信事業に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「地域ブランド」とは、地域資源（歴史、文化、街並み、観光施設、自然、特産物、人材等）を地域の魅力に高めたものであり、県内外からの誘客を可能とするものをいう。
- (2)「商店街団体等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する商店街の事業協同組合
 - イ アに掲げる以外の法人化された商店街連合会
 - ウ 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
 - エ 前アからイに掲げる以外の商店街団体、商業者を中心としたグループ及び商店街団体と連携する特定非営利活動法人（NPO）のうち知事が認めるもの。ただし、次の（ア）から（ウ）に掲げる団体は補助対象としない。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (イ) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの
 - (ウ) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの
- (3)「事業」とは、前号の商店街団体等が地域活性化のために実施する、ソフト事業及びハード事業を伴うソフト事業をいう。
- (4)「補助事業」とは、第2条の2に定める補助対象事業のうち県が補助金の交付決定をした事業をいう。
- (5)「補助事業者」とは、前項の補助事業を実施する者をいう。
- (6)「補助事業の内容」とは、補助事業を構成するソフト事業及びハード事業の単位をいう。
- (7)「経費の配分」とは、前号の単位となる事業間の経費の配分をいう。

(補助対象事業)

第2条の2 補助対象事業とは、広く県内外から誘客を可能とするモデル事例の創出を目指すための事業とし、その例については別に定める。ただし、前段に掲げる補助対象事業について、次のアからオのいずれかに該当するものにあつては、補助の対象としない。

- ア 補助対象事業費の総額が、50万円未満の事業
- イ 神奈川県以外の区域外に設置する施設を整備する事業
- ウ 法令規則条例等に抵触する施設を整備する事業
- エ この補助金の交付決定以前に契約している事業
- オ 施設の整備のみに関する事業及び空き店舗への出店のみに関する事業

(補助対象経費)

第2条の3 補助対象経費とは、前条の補助対象事業を実施するために必要な経費とし、詳細については別に定める。

(補助率)

第3条 第2条(4)の補助事業に対する補助率は、補助対象経費の総額の3分の1以内とし、県及び国、市町村の補助額の合計は、補助対象経費の総額を超えないものとする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(募集及び選考)

第4条 補助対象事業については公募を行ない、別に定める選考委員会(以下「選考会」という。)の選考を経て補助を決定することとし、交付申請までの手続きは次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に、知事に事業計画書(様式1)を提出する。
- (2) 知事は、事業計画書を受領した後、市町村長に補助対象事業に関する意見を照会し、その意見を踏まえて、提出のあった事業計画について、選考会に選考を依頼する。
- (3) 知事は、選考会の評価をもとに補助対象事業を選定する。
- (4) 知事は、選定した補助対象事業について、予算の範囲内において補助申請可能額を決定し、商店街団体等に対して選考結果通知書(様式2)により内示する。
- (5) 商店街団体等は、内示に基づき、知事に対し、別に定める期日までに、地域商業ブランド確立総合支援事業費補助金交付申請書(様式3-1-1~3)により交付申請を行う。なお、要綱第2条第2号ア~ウの団体については、様式3-1-1、同条第2号エの法人格を持たない団体については、様式3-1-2、法人格を持つ団体については、様式3-1-3により交付申請を行う。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項第5号の補助金の交付申請に当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付条件等）

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、事業計画の軽微な変更についてはこの限りでない。
なお、軽微な変更の範囲については、地域商業ブランド確立総合支援事業費補助金交付決定通知書（様式4）の定めるところによる。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは、完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- （4）補助金の交付を受けようとする者は、地域商業ブランド確立検討会（以下「検討会」という）を設置し、その助言を受けることにより、事業計画の精度を高めるものとする。
- （5）県は、前号の検討会に専門家を派遣するものとする。
- （6）その他規則及びこの要綱の定めるところに従わなければならない。

（交付決定通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、地域商業ブランド確立総合支援事業費補助金交付決定通知書（様式4）により行うものとする。

- 2 知事は、前項による交付決定を行うに当たって、第4条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについて、審査の上、適当と認めた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨を条件に付すものとする。

(変更の承認)

第7条 第5条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助事業変更交付申請書(様式5)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付すことができる。

(中止・廃止の承認又は決定の照会・取消)

第8条 第5条第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式6)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

3 知事は、必要に応じ申請者又は第6条の交付決定を受けた者が、第2条第2号エの(ア)～(ウ)のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときには、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

4 知事は、交付の決定を受けた者が、第2条第2号エの(ア)～(ウ)のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(遅延等の報告)

第9条 第5条第3号の規定に基づく知事の指示を受けようとする場合は、補助事業遅延等報告書(様式7)を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日以内とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日(第8条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日)から30日を経過した日又は翌年度4月20日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式8)により知事に提出しなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(様式9)により、速やかに知事に対して報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

(財産の管理及び処分)

第14条 補助事業者は、第2条第3号に定めるハード事業を伴うソフト事業を補助事業として実施した場合には、当該補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項の取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、他の物件と交換し、担保に供し、貸し付け、改造し、設置場所を移転し、使用を中止し、又は運営を他人に委託する(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書(様式10)を知事に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、5年(不動産及びその従物である場合には、10年)を経過した財産を処分する場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助事業者は、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該書類を引き継がなければならない。

(届出事項)

第16条 補助事業者は、前条第2項に規定する期間内に次の各号のいずれかに該当

するときは、文書をもってその旨を速やかに知事に届け出るものとする。

- (1) 事務所の移転又は商店街団体等の名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 当該商店街団体等が合併又は解散したとき。
- (3) 補助の対象となった施設（以下「補助対象施設」という。）が使用できなくなったとき。

(調査)

第17条 知事は、第15条第2項に規定する期間内において、補助事業者の経理及び事業の運営並びに補助対象施設について、随時調査することができる。

(細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年3月26日から適用する。
- 2 神奈川県地域商業まちづくり総合支援事業費補助金交付要綱は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行前にチャレンジショップ支援事業費補助金交付要綱の規定によって認定された事業者についてはなお従前の規定による。

附 則

この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月21日から施行する。